

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和4年2月14日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

- 1. 監査対象 社会教育課の令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 令和3年11月1日から令和3年11月19日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
指定管理施設における寄贈品の取扱いは、適切性に欠ける状況にある。	今後は、適切に事務を執行します。